

令和5年12月1日要領第30号

国立研究開発法人国立がん研究センター特別試験研究費の額の認定に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、国立研究開発法人国立がん研究センター(以下「センター」という。)において、国立研究開発法人国立がん研究センター共同研究取扱規程(平成22年4月1日規程第30号)又は国立研究開発法人国立がん研究センター受託研究取扱規程(平成22年4月1日規程第31号)に基づき実施する共同研究又は委託研究について、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)の規定するところにより、特別試験研究費の額の認定を行う場合の事務手続きが円滑に実施されるよう、必要な手続を定めることを目的とする。

(認定申請書の提出)

第2条 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)に規定する「特別研究機関等と共同して行う試験研究(以下「共同試験研究」という。)」又は「特別試験研究機関等に委託する試験研究(以下「委託試験研究」という。)」として、特別試験研究費の額の認定をセンターに申請しようとする共同研究又は委託研究の相手方(法人(連結法人を含む。))又は個人(以下、併せて「申請法人等」という。)は、共同試験研究又は委託試験研究の別、及び法人又は個人の別に応じて定められた認定申請書のうち該当するものを理事長に提出する。

2 申請法人等は、前項の認定申請書に、次の各号に定める書類又は情報のうちセンターが特別試験研究費の額を認定するために必要なものを添付するものとする。

- 一 当該申請に係る共同試験研究又は委託試験研究のために支出した金額及びこれらの試験研究に係る所得(又は連結所得)の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の積算内訳を記載した書類
- 二 当該申請に係る共同試験研究又は委託試験研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し
- 三 当該申請に係るセンターとの共同研究又は受託研究の契約書若しくは協定書の写し又は当該研究が特定できる情報

3 第1項の認定は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に定める特別試験研究費の控除の適用を受けようとする申請法人等の事業年度(個人の場合は年)終了の日の翌日から1月を経過する日までに提出された申請について行うものとする。ただし、センターが、申請法人等による認定申請書の提出の遅延につき正当な事由があると認めたときは、この限りではない。

(認定書の交付)

第3条 センターは、前条第1項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該共同試験研究又は委託試験研究に係る契約又は協定に基づき支

出されたものとして適正であると認めるときは、提出された認定申請書にその旨を記入し、理事長名により、認定書として当該申請法人等に交付するものとする。

(内容変更に係る届出及び変更認定書)

第4条 前条の認定書の交付を受けた申請法人等から、認定書に記載された事項又は第2条第2項第1号及び第2号に掲げる書類の内容について変更の届出があり、前条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、センターは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該申請法人等に交付するものとする。

(認定の取り消し)

第5条 センターは、第3条の認定を受けた申請法人等が第2条の規定による申請若しくは前条の規定による届出に際して虚偽の申請若しくは虚偽の届出を行い、又は同条の規定による変更の届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

(認定書の管理)

第6条 第3条に基づき認定書を交付した部署は、申請法人等から提出された第2条第2項の書類及び認定書を適切に保管し、センターにおける認定書の交付先及び交付件数管理のため、認定書の写しを産学連携・知財戦略室に送付するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年12月1日から施行する。